

SBI 大学院大学研究倫理ガイドライン

2016 年 3 月 26 日制定

(目的)

第 1 条 SBI 大学院大学（以下、「本学」という）の学術研究の信頼と公正を確保するために、本ガイドラインを策定する。

(適用対象)

第 2 条 本ガイドラインにおける「研究者」とは、本学に所属する教員、研究員、学生、その他、本学において「研究活動」に従事するすべての者を指す。また、「研究活動」とは純粋な学術研究活動だけではなく、e ラーニングにおけるコンテンツ制作、事業計画演習等の講義において実施するアンケートやプロトタイプの試行等も含む。

(大学院の責務)

第 3 条 本学は、研究倫理に係る意識を高め、研究活動に係る不正行為及び研究費の取扱いにおける不正行為を防止するため、研究活動及び研究費の適切な管理等について、FD・SD 委員会において必要な措置を講じる。

2 本学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

(研究者の責務)

第 4 条 研究者は、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行ってはならず、そのような疑いをもたれる行為も行ってはならない。また、研究、調査データの記録保存や適切な取扱いを徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努める。

2 研究者は、研究の実施、研究費の使用にあたっては、研究の助成目的を最大限に尊重するとともに、本学規則及び研究費ごとに定められた条件や使用ルール、社会通念上一般的に求められる規範を遵守する。

3 研究者は、研究や知的財産権に関する契約を締結するときには、契約書に定められた内容を遵守するとともに、知り得た情報で守秘義務が発生する場合は、これを遵守する。

4 研究者は、研究成果の公表に際して、データや論拠の信頼性の確保に十分留意するとともに、他の研究者の研究成果を尊重して公正かつ適切な引用を行い、著作権等についても細心の注意を払い、著者全員の十分な了解のもとに行う。

5 研究者は、他者の研究論文の査読や審査の際には、学問的な基準や当該審査の審査基準に基づいて、公正に審査を行う。

6 研究者は、研究実施上事業を行う場合、事業活動に関わる法規制について十分な調査を

行い、遵守する。たとえば、中古品の取り扱いに関する規制、健康食品などの広告表示についての規制、金融事業に関する規制など、業界固有の規制にも注意する。

7 研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの(放射線、劇毒物、環境汚染物質等)を取り扱う場合には、実施前に FD・SD 委員会に届け出て研究科委員会の承認を得るとともに、本学規則、関連省庁や学会等の指針(ガイドライン)等を遵守し、特に、人や動物を対象とした研究においては生命倫理を最大限に尊重する。人を対象とする研究の実施に際しては、別に定める「人を対象とする研究の実施申請について」に従い、対象となりうる研究を行う場合には、原則として、研究実施の前月の 20 日までに所定の申請書を FD・SD 委員会へ提出する。FD・SD 委員会において対象となる研究に該当すると判断した場合は、研究科委員会の研究実施承認を得る必要がある。また、研究終了後 1 か月以内に、所定の終了報告書を FD・SD 委員会へ提出しなければならない。

8 研究者は、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想、信条による差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示、指導等を受ける者に不利益を与えるような言動をとってはならない。

9 研究者は、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め、本学規則に基づき適正な取扱いを行うものとする。

10 研究者は、自らの研究活動にあたって、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、かかる状況が発生する場合には、FD・SD 委員会へ届け出を行う。

(研究指導者の責務)

第 5 条 研究を指導する立場にある者は、第 4 条に挙げた行為が行われないよう、指導下にある研究活動及び研究者等の管理、配慮を行う。

(苦情等受理時の対応)

第 6 条 研究者は、研究活動に関して研究協力者等の関係者より苦情を受けた場合には、速やかに FD・SD 委員会に連絡するとともに、対応策を同委員会に諮り承認を得る。

附則

このガイドラインは、2016 年 4 月 1 日から施行する。

このガイドラインは、2021 年 1 月 13 日から一部改定施行する。

このガイドラインは、2021 年 10 月 1 日から一部改定施行する。

このガイドラインは、2023 年 4 月 1 日から一部改定施行する。